

パブリックコメント及び公開ヒアリングにおける主な意見

※事務局において整理・要約したもの。

1 現状認識

(1) 日本の情報通信の状況

1. 現行法体系のレビューを十分に行い、その検討を踏まえた上で、抜本的再編の必要性を明確にすべき。
2. 情報通信政策にはコミュニケーション、社会文化の観点からの議論も必要。

2 通信・放送法制の抜本的再編の方向性

(1) ユビキタスネット社会を見通した検討の視点

1. 来るべきユビキタス社会に柔軟に対応できるよう、現在の法体系を抜本的に見直すことについて賛成。
2. 通信・放送法制の見直しにあたっては、従来の規制のフレームワークを抜本的に見直し、規制緩和の方向で検討すべき。
3. ALL IP 化だけを前提とした議論に疑問。

(2) 基本的方向性

1. 『「情報の自由な流通」(通信・放送における表現の自由)、「すべての国民が情報通信技術の恵沢をあまねく享受できる社会の実現」及び「安全・安心なネットワーク社会の構築」を、通信・放送法制の基本理念として明確化すべきである。』との理念については、高く評価でき、賛意を表す。「表現の自由の確保と国民の利益」を最優先に議論が進むことを切望。
2. 1) 表現の自由、知る権利、見る権利を保障すること
2) 各種情報インフラに『ライフライン』としての機能を持たせること
3) 報道から娯楽番組まで、優良コンテンツの供給と、それらに対するアクセスを確保すること。
この3つの視点に立った上で、新しい法制度へ移行することが国民にどのようなメリットをもたらすのかをまず具体的に検証し、提示することが必要。
3. 新たな通信・放送法制の設計に当たっては、わが国のあらゆる産業の基盤となる、情報通信産業の発展や国際競争力強化を前提に、積極的にイノベーションを促進することを目標に据えるべき。規制の多い現行法制を単に縦から横に組み換えるのではなく、融合・連携の実現にとってボトルネックになっている事項を明らかにし、それを解決することに十分留意する必要がある。
4. 通信・放送法制の抜本的再編の方向性として、情報通信産業の国際競争力の強化が目的であることを明確に位置づけるべき。
5. 現行の放送法の理念を含め、メディアが果たす文化的役割やジャーナリズムとしての機能についても、制度検討の基本理念として踏まえるべき。
6. 新しい法体系への移行に当たっては、既存の放送局がデジタル化のパイオニアの役割のみを押し付けられ、結果的に競争上不利益を蒙ることがないよう段階的なスケジュールに沿って改革を進めることを強く要望。

(3) 具体的枠組み～レイヤー型法体系への転換・規律の集約化

【レイヤー型法体系への転換に肯定的な意見】

1. レイヤー型の法体系への転換と規制緩和の方向性に基本的に賛成。
2. レイヤー構造への転換は基本的方向性としては妥当。
3. 情報通信法(仮称)に一本化することにより、レイヤー間・レイヤー内での公正競争を促すことが可能と考えられることから法体系の見直しに基本的に賛成。
4. 視聴者は伝送路による違いをそれほど意識していないため、サービス指向型の法体系への移行は自然の流れ。
5. (現行制度下において、通信・放送の融合・連携に向けた企業活動の妨げになっている具体的事例はないかとの質問に対して、)直近の例は県域免許に係るIPマルチキャスト。特に、プラットフォームビジネスについては融合型の展開が出てくるので、極力規制をかけないでもらいたい。
6. レイヤー型法体系への移行はある程度必然性はあるし、放送事業者、あるいは類似の事業者、ビジネスにとって事業範囲が広がる可能性もないことはないのではないか。
7. 通信・放送融合サービスは、現行法制下でも実現可能だが、早期実現は困難で、個々の案件ごとに課題があり、具体的には、電気通信役務利用放送法に基づくBBTVサービスのコンテンツ拡大やネットとの連携を深めていくときに問題になってくる。

【レイヤー型法体系への転換に否定的な意見】

8. 現行制度が良好に機能していることや、EU型の法体系を採用する理由に乏しい等、現状ではレイヤー型の法体系の必要性が認められない、またはレイヤー型の法体系に反対。
9. レイヤー型の法体系への転換には慎重・十分な検討が必要。
10. 法体系の抜本的再編に際して、現行制度の検証や再編の効果の検証が不十分。
11. 法体系をレイヤー型に転換すべきという通信事業者等の意見については、情報責任を持って情報提供を行う放送事業者と、そもそも他者の情報を運ぶことが基本となる通信事業者とは考え方が違って当然であり、また、地上放送については既に伝送インフラ規律たる電波法とコンテンツ規律たる放送法の二層のレイヤー型構造になっているといっても所有規制があった上でのコンテンツ規制であり、コンテンツをレイヤー化した法体系ではコンテンツの直接的な審査が行われることが懸念される。
12. 中間取りまとめが示した通信・放送の総合的な法体系について、著作権法など他の法律との整合性が不明確、レイヤー型法体系はコンテンツ規制が避け難い、新聞のネット利用が進む中、将来新聞が規制対象となる懸念がある。
13. 「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」には「レイヤー型」の文字はないが、本研究会ではレイヤー型のほかにどのような法体系の選択肢が検討されたのか。

【その他】

14. 情報通信法制を技術中立的なものとするには意義のあることだが、レイヤー型法体系への転換の賛否については、各レイヤーの定義や規律の仕組みにより判断すべき。
15. 法体系の見直しの検討は、原則として規制を緩和し、必要最小限の規制とするとともに、公正競争を確保する方向で行うべき。
16. どのようにレイヤーを区分するかどうか、という点については十分な議論が必要。
17. 法制度を抜本的に見直す場合でも、ボトルネックを有する市場支配的な事業者に対する規制を継続することが必要。
18. 各レイヤー単位での市場支配力濫用規制、また、レイヤーを垂直統合的に支配することが可能な支配的グループ会社への規制に関する議論も必要。
19. CATV は3レイヤーの機能を有するため、レイヤー区分により事業に支障が生じないよう制度設計すべき。

3 コンテンツに関する法体系のあり方

(1) 基本的な考え方

【基本的枠組みに肯定的な意見】

1. コンテンツ規律に関する法体系の統合・再構成に賛成。
2. 今回の中間取りまとめにおけるコンテンツに対する方向性については、EU法をモデルとした基本的な大枠など賛同。

【基本的枠組みに否定的な意見】

3. 包括的、類型的なコンテンツ規律には反対。
4. コンテンツ規律に関しては慎重な検討が必要。原則として自由であり、自主的な取り組みによる対応を基本とすべき。
5. コンテンツ規律の再構成、及び規制強化については、諸外国との整合性を考慮した上で、慎重に検討すべき。
6. 「情報内容に対する規律は、憲法で保障された表現の自由との関係において、社会的機能や社会的影響力があることをもって一般的に正当化されるものではなく、仮に認められるとしても極めて例外的に許容されるもので、例外が認められるとしても十分かつ多角的な検討が必要。

【公然通信の範囲】

7. 「公然性」、「公然通信」の対象範囲を明確にすべき。
8. 「公然性」を有するものについて規律対象とする議論を行うのであれば、「公然性」の判断基準が明らかになる必要がある。そのことを明記する必要がある。
9. 「公然通信」の対象に、限られた範囲内で行われる情報通信まで含まれるのか否か、含まれるとしたらその範囲はどこまでなのか、を明確にする必要がある。
10. 「公然通信」とは、そこにおいて行われている通信に誰でもある程度アクセスでき、一定程度のセキュリティーが保たれているところ。
11. 誰でもがアクセスできるサイトか、特定の人しかアクセスできないサイトかが、公然通信かどうかの境目ではないか。
12. 特定であってもアクセスできる人の人数も考慮すべき。

(2) メディアコンテンツ規律の再構成

【規律の再構成に肯定的な意見】

1. 「社会的機能および社会的影響力に重点を置いて、技術中立的にコンテンツ規律体系を一元的に再構築」することは、賛成。
2. 多様なメディアの参入を促すため、最小限度の規律を課す方向で検討する方針は、コンテンツ市場の活性化を鑑み歓迎。ただし規制による市場参入の参加意欲減退を招かぬよう、今後更に検討すべき。
3. メディアコンテンツ規律について、無線局免許ではない他の法制を用意することについて賛同するが、それが地上テレビジョン放送と同等の免許制度のようなものとするのかどうかについては、議論の必要性がある。

【規律の再構成に否定的な意見】

4. 「社会的影響力」という曖昧な概念を根拠とした規制は適当ではない。現在、放送が他のメディアと異なり、一定の規制を受ける根拠は、「社会的影響力」そのものではなく、「社会的影響力」と一体としての「有限資源である電波利用に起因する公共性」及び、それに伴うプレーヤーの限定性である。
有限性を持たないインターネット上のコンテンツ配信等について、社会的影響力のみを根拠とした規制を課すことは適当でない。また、社会的影響力の強い新聞等の他のメディアが規制されていないことも整合性がとれない。
したがって、コンテンツについては、原則自由で民間の自己規律に委ねることを基本とした上で、規制は必要最小限とし、現行以上に規制を拡大・強化すべきではない。
5. レイヤー型の法体系を導入しないと規制緩和が実現しないわけではなく、社会的な影響力でコンテンツ規制を類型化することについては、強い危惧を抱かざるを得ない。
6. 「中間取りまとめ」では、メディアサービスの分類の尺度として社会的影響力が用いられているため、それを誰が判断するのかという観点から、番組内容に行政が直接的に介入することを認めるものと感じられる。
7. コンテンツ規律は事前規制にそぐわず、事後規制型の規律とする検討が必要。

【メディアサービスの類型化の基準】

8. メディアサービスを「特別メディアサービス」と「一般メディアサービス」に類型化する際の「社会的機能・影響力」の基準があいまいである。メルクマールとして①コンテンツの種別②アクセスの容易性③視聴者数などが掲げられているが、いずれも画然としたものではなく、恣意が入り込む余地がある。
9. メディアコンテンツに関しては、特別メディアと一般メディアを区分する社会的機能と影響力の定義を明確にする必要があり、視聴者数や自主コンテンツ制

作能力を基準とするなど今後とも詳細な検討が必要。

10. 類型化の具体的なメルクマールの検討に当たっては、多様化する受信態様や視聴者ニーズに対応した新たな放送サービスの発展を妨げないよう十全な議論を期待。

【個別のメディアサービスの分類】

11. 「特別メディアサービス」として分類されるべき対象は、原則として現在の地上テレビジョン放送とし、これに適用されるコンテンツ規律を、現在の地上テレビジョン放送に対する規律を維持することについては賛成。
12. 地上波テレビ放送の免許を受けた民間企業は、地上波テレビ放送の高い情報伝達能力故に、他の情報インフラよりも様々な点で競争上優位に立っており質の高いコンテンツを制作しやすい環境にあるのだから、その放送するコンテンツについては、あまねく国民にこれを伝達する義務を負うべき。
13. 現在の地上放送を一律に「特別メディアサービス」と位置づけるのではなく、真に公共性・不可欠性の高い地上放送に限定して「特別メディアサービス」とし、それ以外の地上放送については、「一般メディアサービス」として現状より規制を緩めることも検討すべき。
14. 放送法改正案による経営基盤の強化に資するマスメディアの集中排除原則の緩和は大変支持しており、また、割り当てられた周波数帯の中で放送事業者自らが自由に様々なサービスが提供できることも歓迎すべき。
15. 電波の規制緩和により基幹放送が新たな融合サービスに乗り出すときには、融合法制において、既存の放送事業者とベンチャービジネスが公正に競争できるような仕組みを作る必要があるとの意見が構成員よりあった。
16. コンテンツに係るルール整備に関し、基幹放送については、いろいろなメディアに流せるような形がもっと進むような規制は必要。
17. 行政による「適合性審査」はやめ、諸外国の制度もしくは日本のかつての「電波監理委員会」のように適合性審査の主体は政府から独立した行政委員会などに委ねられるべき。
18. 「特別メディアサービス」や「一般メディアサービス」等、各区分の適用対象や範囲を今後の検討の中でより明確にしていくことが必要。その上で、コンテンツに対する規制は最小限に留めることが必要。
19. 明確にどのような事業体が該当するかを限定的に例示し、それ以外は一般メディアには該当しないとされたい。例示する事業体も、既存の地上波放送以外の放送業者の枠を出ないことが望ましい。
20. 基幹放送(地上放送)は、ハード・ソフト一致の事業形態により社会に貢献しており、その重要性を明確にすべき。
21. 地上ラジオ放送の基幹放送としての重要性を明確にすべき。
22. BS放送の準基幹放送としての位置づけを明確にすべき。
23. CATV は地域公共放送として特別メディアサービスと同等の性格をもつ。

24. ケーブルテレビは「特別メディアサービス」と同等の機能と性格を有しているが、一つの会社すべてが「特別メディアサービス」会社になることを期待しているわけではなく、現在行っている三種類のコンテンツサービスについて、一事業者に対して一括りのメディア規律とするのか、三つそれぞれの規律をかけるのか、サービス提供に問題が起こらないようなまとめ方をすべき。
25. 地上波の地域性と地域公共放送との関係について、地域公共放送とは、地上波の再送信ではなく、地域情報、行政情報、防災情報の送信を指しており、県域民放よりメッシュの細かいものを提供するのでお互いに重複せず、住民にとってはプラスになっている。
26. ケーブルテレビでのP波地震警報については、地域コミュニティチャンネルではなく、新たな音声サービスの提供により展開される。

【基幹放送】

27. 現在及び今後の基幹放送の概念として維持すべき要件としては、「言論報道機関として健全な民主主義の発達に最も重要な強い世論形成機能を有し、地域住民の生活に必要な情報を総合的にあまねく提供する一方、災害など非常時における主要な情報伝達手段としての機能」との中間取りまとめの表現により基幹放送の概念がほぼ言い表されている。
28. 現在民放連に加盟している放送事業者の放送はすべて、現状は基幹放送として機能している。
29. 電波を使用しない新たな基幹放送並みのサービスが今後出現する可能性はあるが、緊急時対応やユニバーサルサービスを提供する役割を国家として担わせたメディアを維持しておいた方がよい。
30. 基幹放送を県ごとの地域文化の担い手として位置付けていくべき。

【その他】

31. 一般メディアサービスの規律緩和に賛成。
32. 基幹放送に関連して、BS放送については現状より規制をできるだけ緩和し、CS放送とともに自由な事業展開を認めるべきとの意見はあるものの、レイヤー型の法体系を導入しないと規制緩和が実現しないわけではない。
33. BBTBなど電気通信役務利用放送について、番組基準等の放送法の準用をどうするかは今後検討が必要。
34. 「放送」という名称と理念の維持と明確化が必要。通信ネットワークと放送には依然として特性の違いがある。
35. ケーブルテレビにおける違法チューナー、STBの不正利用等の行為の規制については、不正競争防止法など、現在の規制による取締りは不十分であり、例えば違法チューナーをオークションから外してもらうような個別対策しかできないので、米国のシグナル窃盗罪のような法律が日本でもできないものか。

【NHK】

36. NHKを支えている現行の受信料制度の位置づけが「総合的な法体系」のなかでどのようになるのか、「中間とりまとめ」に言及がないことに疑問。
37. NHKと民間放送の二元体制を今後も維持した方が国民生活にとって利点大きい。
38. NHKは、新たな法体系の下でも公共放送として位置付けられることが重要とのことだが、仮に今回のような法体系に転換した場合、現行のNHKのBS放送や国際放送、今後予定している番組のインターネット配信サービスは、すべて「特別メディアサービス」として位置付けるべきか、それとも一部については「一般メディアサービス」又は「公然通信」として、規制を緩和・撤廃すべきかについては、「中間取りまとめ」における分類が必ずしも明確でないため判断し兼ねる。
39. 情報環境の変化の中で、電磁的な手段による情報流通に関する法制の組み立て方の議論と同時進行でNHKの位置付けを検討することが適当。

(3) 「公然通信」

【公然通信の規律に否定的な意見】

1. インターネットコンテンツ全体に規制をかけることは不適切。言論・表現の自由が脅かされる。
2. 公然通信に係るコンテンツに関して、「共通ルール」の基本部分を規定するとあるが、適当ではない。違法コンテンツは、その処罰法により対処すべきであって、インターネット等による配信だからといって特別な規制を課すのは適当ではない。
3. 「公然通信」の分野に違法有害な情報が流れ、これを規律する有効な制度が未整備なのは確かであるが、だからといって新たに「関係者全員が遵守すべき共通ルール」を作るのは、表現の自由に抵触する懸念をぬぐえず、慎重を期すべきである。
4. 公然通信の規律について、条文に書かれると行政の裁量権が及んでくる。そこを公権力の介入と受け止め、非常に危惧する。ネットメディアが規制されると本来公権力から独立している既存メディアに必ず網がかかってしまうため、共通ルールを盛り込むことについては基本姿勢として反対。
5. コンテンツのレイヤー化による規制については、「特別メディアサービス」だけでなく「公然通信」を含むインターネットに対するコンテンツの直接的な審査が行われることも危惧している。

【公然通信の規律に肯定的な意見】

6. 法的な裏付けのある共通ルールのようなものはあった方がよい。
7. 有害コンテンツに対する何らかの規律を定めるという趣旨には賛同。
8. 事業者が自主的に行っている違法・有害コンテンツへの対応について、法的根拠や対応基準の明確化等の規律が必要。
9. 公然通信について、事業性とは別に消費者保護の観点からミニマムチェックが必要となる。そのためには、どういう情報が流れているかについて、事後的でもいいが、一定程度チェックできるような仕組みになっていなければいけないのではないかと。
10. 誹謗中傷情報やデマ情報を公衆に流布させることにより被害者に甚大な損害を与えうることは、当該情報が公衆に向けて同時に発せられるか、求めに応じて時間差で発せられるかによって変わるものではないため、公然性のある通信についても、放送と同様に、法的な責任主体の登録・届出等が求められるのではないかと。

【中間的な意見】

11. コンテンツ規律について、ネット利用者が増加して社会的影響力が増大することによる規律の必要性は認識しているが、新事業創出の観点から、どちらかと言えばインターネットの自由を続ける方に重きを置くべき。また、一般法で規律できる側面もあり、今回見直す法体系が事業規制に重点を置くのか、社会的

規制に置くのかによって評価は変わってくる。

12. 「公然通信」については、不特定多数の発信者が存在するため、事業者が違法・有害情報に関する適正性判断に関与することは困難であることに留意する必要がある。
13. 事業者のガイドラインによる取り組みを裏付ける仕組み、社会的に認知してもらおう仕組みが必要。
14. 韓国では、インターネットは実社会より影響力が大きいということで、罪が重かったり、本人確認が義務化されていたりする。
15. 双方向通信で一方が違法な情報を発信しているときに、それを認識して通信を行っている他方は問題がないか。
16. 放送にはアウトサイダーがいないが、インターネットにはアウトサイダーや外国がいるので、自主規制だけでなくそれらへの対策が必要。
17. 放送は事前にプロがチェックしているが、インターネットでは通信事業者によるチェックには限界がある。

【その他公然通信全般について】

18. 掲示板管理運営者、掲示板レンタル事業者、データセンタ等についてどのように位置付けて扱うべきか。
19. 違法・有害情報に関しては、通信業界以外にもコンテンツの作成者、掲載者、運営者等を考えていかないと、書き込みをするときの根本的なルールがないと実質的に機能しない。
20. 有害コンテンツに関する規制は当然あるべきと思うが、放送事業者あるいは通信事業者に課されていた規制が、非常な社会的影響力を持って発信すれば、業として行っているのではない企業にもかかるのか今後明確にすべき。
21. 運営主体の相違(事業者なのか個人なのか)や発信するコンテンツの性質(運営者が主体となって発信するのか、いわゆる CGM なのか)を考慮して、ある程度の区分を行ったうえで、それぞれに見合ったルールの策定をすることも考えられるのではないか。
22. ピアツーピア等の技術的特性に合わせたルールづくりも必要。

【具体的な有害コンテンツ対策に関する意見】

23. 何を有害情報とするかについては、社会的コンセンサスが必要。
24. 有害情報が氾濫していることについての現状認識と切迫感が不足しているため、フィルタリングの導入が進まない。
25. いわゆる有害コンテンツについては、その旨を示すメタデータを付与することを推進し、フィルタリングソフトやフィルタリングサービスにより対処することが考えられる。
26. 有害コンテンツに対しては、インターネットのアダルト情報等の現状を鑑みると、ゾーニングの検討も必要。

27. 有害図書の例では非常に手間のかかる作業。インターネットでは、実効性のある例えば機械的な対応ができないものか。
28. コンテンツに係るルール整備に関し、インターネット上のコンテンツについては、リテラシーの向上など別の解決策があるのではないか。

【違法・有害コンテンツの判断主体・判断基準】

29. 有害コンテンツについては、憲法が保障する表現の自由にも関わるため、国が一律のガイドライン等を作成することについても慎重に考えるべき。
30. 違法・有害コンテンツへの対応について、事業者として非常に判断に迷う事例があり、将来そのような事例が増える懸念もあるので、どのような主体が適正性を判断すべきか議論を深めるべき。
31. 違法・有害情報の判断については、国民のコンセンサスのなところを導入できるような信頼性確認機関が必要。
32. 国が有害情報であるか否かを判断する制度ではいけない。国が情報に対して関与することに危機感を感じる。誰が判断すべきかについては分からない。
33. 違法・有害情報については、ルール策定や公的機関等による判断が一つのやり方として考えられるが、判断基準やなりすまし等すべてを解決するとすると、ネットワークに対する負荷が相当重くなるのではないか。
34. 有害コンテンツの排除は、関係事業者による自主的な取り組みに委ねるべきであり、事業者自身が自主的な取組には限界があるとしていることについては、現在法律はあるが実効性が発揮できないのであり、新たな法律をつくれれば何とかなるとい問題ではないと認識。

【インターネット空間の拡がり】

35. 新聞社が行っているインターネット上の活動も新聞であり、新聞各社は、ネット事業、ネットメディアについても、新聞倫理綱領を規範として行う。
36. 有害情報等のサイバー空間における問題は、情報法的な法体系の議論ではなく、サイバー空間の拡張による社会生活の変化という発想からの議論が必要。
37. 新聞は基本的に国内頒布に限られるのに対して、インターネットは国境を越えて流れるので、日本国内の法制だけでは済まない等の点から、新聞と公然通信とは性質が違うのではないか。
38. 国境を越えたコンテンツ配信サービスに対してどのような規制が有効であるかについては、社会的な規律は必要だと思うが、国内事業だけが過剰な規律になり国際競争力をそぐことがないように配慮すべきと認識。
39. 国際的な組織への加入により相互に違法な情報の通報があるが、各国の法律が違い、罪が違う。
40. 海外と繋がるルータのところにフィルタリングを入れる。

4 プラットフォームに関する法体系のあり方

(1) 基本的な考え方

【プラットフォーム規律に否定的な意見】

1. 技術革新・サービス創造や事業者の自由な事業活動の妨げとならないよう、プラットフォーム機能に対する規制は差し控えるべき。
2. プラットフォームについては、規制を第一に考えるのではなく、新しい多様なプラットフォームが出現・成長し、情報通信産業の国際競争力強化や技術革新によるユーザーの利便性向上が実現するような環境を整備することを重視するべきである。仮にプラットフォームの独占性・寡占性による問題が生じる場合には、第一には独禁法により対処すべきであり、これにより対処できないことが明らかになった場合に、事前規制の必要性を検討すればよい。
3. プラットフォーム機能のうち、変化が激しいと予想される機能に対する規律の適用は、慎重に検討すべき。
4. プラットフォームは今後多様な発展をしていくので問題の予見が困難であり、事前規制というよりも、プラットフォームが情報の自由な流通を阻害するような場合に個別に事後的規律を課し、事例の蓄積により類型化を検討することがよいのではないか。
5. プラットフォーム機能の規制について、例えばiモードでは自律的に審査基準をオープンにし、差別的取扱いを排除しているので、公的な規律は不要。

【プラットフォーム規律に肯定的な意見】

6. 必要な範囲でプラットフォーム機能に対して、オープン性を確保するための規律の必要性を検討することについて賛成。ただし、オープン化によって情報の自由な流通や新しいコンテンツの創出が妨げられ、競争が阻害されることのないよう、十分な議論を行うべき。
7. 視聴者保護や当該プラットフォームを利用する事業者に対する不当的差別の禁止等の規律は必要。しかし、必要最小限に止めるべき。規律の適用に際しては、衛星、CATV、IP など伝送路を問わず、当該プラットフォームが担っている機能・影響力という観点で適用されるべき。
8. 寡占的プラットフォームの台頭を防ぎ、国民が多様な情報を享受し、またその伝送路についても合理的な経済負担ですむものが選択ができるよう、所要の方策を必ず導入できるよう切望。
9. プラットフォームのオープン化の検討について、携帯電話ビジネスを想定した場合、オープン化の検討には賛成であり、検討を進めなければならないが、垂直統合型ビジネスモデルの中で新しい機能やサービスに対する投資をためらうことにならないか懸念がある。

【プラットフォーム機能の範囲等】

10. プラットフォーム機能と伝送サービスが、今後も一体として提供されるのか、双方が遊離して展開されるのか予想はつかないが、両方のビジネスモデルが可能であるようにすべき。
11. 「プラットフォーム」の定義が不明確。
12. プラットフォーム機能は、本中間とりまとめの記載にもある通り「技術革新に対応して最も変化の激しい分野」であることから、検討に当たっては、記載のように範囲を限定せず、幅広く捉えて議論がなされるべき。
13. プラットフォームという概念は非常に幅広く、例えば医療サービスを提供するためのプラットフォームという概念もあるので、これを明確にした上でレイヤー別の区分としてプラットフォームを独立して切り出すかどうか議論すべき。
14. 無線の場合は有線と違ってプラットフォームに特殊性があるかどうかについて、携帯移動体特有のプラットフォームは今後それほど重視して考えなくてもよいのではないか。

(2) プラットフォーム規律のアプローチ

【アプローチの方法】

1. 今後、この2つのアプローチで、規律の必要性も含めて検討を進めることについては、基本的に賛成。
2. 仮に、「高度な社会性・公共性のあるプラットフォーム機能を個別に定義」する場合には、判断基準となる尺度を事前に明確にし、透明性・客観性・中立性を確保することが必要。
3. 中間取りまとめでは、「プラットフォーム機能を個別に定義」、「個々に規律の必要性を検討すべき」とあるが、どのように個別対応をするのかを明確にすべき。

【社会性・公共性に着目したアプローチ】

4. あるプラットフォームが社会的に広く利用されることで「公共性」を有したとしても、その公共性は放送事業の報道機関としての公共性や電気通信事業のライフラインとしての公共性とは別の「公共性」と位置づけられるもの。したがって、あらゆるプラットフォームについて「極めて高い公共性を有している」と解されるような記述は修正すべき。

【ボトルネック排除のアプローチ】

5. ボトルネック設備による市場支配力等に着眼したプラットフォームのオープン性確保等の規律が必要。
6. サービス開発等のインセンティブを確保し、各事業者の戦略的対応が可能となるよう、規制の対象はボトルネック性に起因する市場支配的事業者の有するプラットフォームに限定する必要がある。
7. プラットフォームにより、情報の自由な流通やコンテンツの創出が妨げられ、競争が阻害される場合として、ボトルネック設備と一体で構築される部分については、競争をゆがめる懸念がある。
8. プラットフォーム規律や垂直型兼営規律における「ボトルネック設備」としては、歴史的に構築された設備であるNTTの加入者回線部分やそれと一体となって構築・活用されている施設、設備が考えられる。
9. 「歴史的に形成された通信のボトルネック設備と一体で構築されるプラットフォーム機能」とは、固定電話で構築された顧客データベース等を含めたNGNにおけるプラットフォーム機能のことであり、新しいサービスを提供する際に、この機能を用いた競争制限的な行為が行われないことが重要。
10. 基本的に、設備にボトルネックが集中しており、この部分がきちんとオープンになれば、サービスはかなり競争的にできるので、プラットフォームの規制は最小限でよい。

11. プラットフォームをレイヤーの 1 つとして、法体系の在り方を検討することは、大変有意義な観点であり、特に、ボトルネック性に着眼したプラットフォーム機能のオープン性の確保については、公正競争環境の創出並びに確保の観点で大変重要。
12. プラットフォーム機能が伝送インフラとともにその一部として提供されるからといって、プラットフォームにボトルネック性が認められないにも拘わらず事前規制を課すことは不適切。
13. プラットフォーム機能におけるボトルネック性とは何かが明らかにされるべき。

14. 伝送サービス同様に市場支配力濫用規制に関しては、その監視体制を含め十分に議論すべき。
15. インターネット上のプラットフォーム事業者は独占性・寡占性が生じやすく、google による他社メディアへ報酬を払わない形での記事のリンク、you tube によるライセンスを得ない映像配信など、現状、既にその市場支配力の濫用が問題となっている。コンテンツ、メディア産業の健全な発展のためにも、これ以上プラットフォーム事業者の市場支配力濫用が無いよう、インターネットにおけるコンテンツ提供及びライセンスに関わる課題につき、早急な対応をお願いしたい。

【衛星放送プラットフォーム】

16. プラットフォーム機能に対して規律を設け、そのオープン性を確保することについて、例えば、現在国会に提出されている放送法改正案の中にある有料放

送管理業務の制度化については、個人情報保護の観点、個人との契約の問題において考えるものであり、委託事業者とスカパーとの間では、自主的なプラットフォームガイドラインという形で現在機能させている。

17. 衛星放送事業者は、ケーブルテレビ事業者やIPTV事業者と取引を行う際に、事業者の規模の問題ではなく、配信したい事業者数と収容できる事業者数とに乖離があるので買い手市場になっている。
18. 市場原理ではなくプラットフォームガイドラインを介して事業が行われることについては、今年ガイドラインを改定したばかりであり、今後うまく機能するかが事業者にとって重要。
19. 委託放送や電気通信役務利用放送の場合の著作権処理については、現在権利者団体とは衛星放送協会としての一つの基準に基づき個々に契約しているが、それをプラットフォームに集約する必然性があるかについては検討する必要がある。

【端末】

20. 端末の在り方について、物理的な端末もあるが、端末のアプリケーションの提供がプラットフォーム機能として規制の対象になるのかという疑問がある。端末は、国際競争の観点から極力自由であった方がいい。
21. 端末については、プラットフォーム性を持つものが出てきたときは議論が必要。

5 伝送インフラに関する法体系のあり方

(1) 基本的な考え方

1. 放送／通信の利用区分にとらわれない形での制度構築は、様々なサービスが各種伝送路を柔軟に効率的に利用できるようになり、サービスの活性化が期待できるため賛成。
2. 公正競争ルール、不当差別禁止等の規律は必要。
3. アクセス手段の多様化等の進展を踏まえつつ、公正競争確保に必要な最小限度の規制とすべき。

(2) 伝送サービスに係る規律

1. 伝送サービスの規律を統合することで、統合前よりも規制強化にならないような制度構築を希望。
2. 公正な競争を促進し、利用者利益を拡大させるためには、現在の指定電気通信設備制度と同等以上の規制を確保し、有線電気通信設備におけるボトルネック設備を有するNTT東西への規制を維持することが不可欠。ボトルネック性の判断に当たっては、現状と同様に有線電気通信設備と無線電気通信設備を分けて判断する必要がある。
3. 今後、伝送設備に対するNTTと競合する他社の投資が進むことによる伝送面での競争の進み具合については、FTTHを含めラストワンマイルについてはNTTのシェアが高まっており、ボトルネック性は増していく。

(3) 電気通信設備に係る規律

1. 法体系が整備されることにより、規律が統一され、通信事業と放送事業を一つの無線局免許で行えるようになれば、行政手続きの負担が大幅に軽減され、通信・放送の区別なくスピーディーな事業展開が期待される。無線局免許の制度改革の推進を強く希望。
2. 法制度の統合・簡素化にあたっては、現行の電波法並びに関連諸規則等において規定されている無線局免許手続き等の簡略化をはじめとする規制緩和をセットで検討する必要がある。
3. レイヤー型の法体系に転換した際に、周波数割当や無線局免許における使用区分が、サービス提供の障害とならないよう、配慮が必要である。例えば、放送用の周波数では通信サービスができない等の規制を緩和するべき。

6 レイヤー間の規律のあり方

(1) 基本的な考え方

1. レイヤーを超えた市場支配力の行使に対する規制の検討が必要。
2. レイヤー間規制は真にボトルネック性が問題となっている領域に限定して実施すべきであり、ボトルネック性があるとまでは言えないプラットフォームレイヤーなどについては除外すべき。
3. それぞれのレイヤーが今後とも健全に発達する為には、レイヤー間の連携が重要であり、連携を促進する様な規律が必要。
4. レイヤー間の規制について、ネットワーク中立性の観点から、特にネットワーク部分の非常に影響力の強いプレーヤーが他のレイヤーに影響を及ぼすことについては何らかの規制は必要。

(2) 異なるレイヤー間の取引規律

1. ユーザーが情報伝送路の選択を通じて、ネットワーク上でのコンテンツやサービスを自由に選択でき、不当な差別的取扱いが行なわれないことが必要。
また、レイヤー間のインターフェースのオープン性を確保し、特定のレイヤーにおける市場支配力が隣接、関連レイヤーに及び、当該レイヤーの競争を阻害するようなことがないようにすべき。

【マストキャリア・マストオファー制度】

2. マストキャリア制度の導入については、基幹放送のように高い公共性、地域性を有するメディアについて、何ら改変を加えることなく配信、伝送する義務などを伝送サービスに課すことは重要な検討課題。
3. 高い公共性を有するコンテンツ配信について、配信プラットフォームや伝送サービスに、一定の義務を課す必要性を検討することに賛成。
4. ケーブルテレビ等の地上波以外のメディアでの地上波の再送信については、地上民放事業の公共性と地域性を念頭に当該事業者間の協議の上で可能な限り解決していくべき。マストキャリア・マストオファー制度の導入については、慎重な検討が必要。
5. 「マストキャリア」制度は、その内容次第では配信プラットフォームや伝送サービス側で、莫大なコストが発生する可能性があるため、導入について慎重に検討を行う必要がある。
6. 大部分のケーブルテレビ事業者は、真に公共性の高い主要な地上波放送を既に再送信しているため、あえてマストキャリア・マストオファー制度を導入する必要性は低い。

(3) レイヤーを超えた垂直型兼営規律

【規律に肯定的な意見】

1. レイヤーを超えた垂直型事業統合・連携の原則自由化に賛成。
2. 垂直型事業統合・兼営の制限など制度的に措置することについて、必要性を検討することに賛成。
3. 垂直型兼営に関しては伝送インフラ部分で公正な競争環境が促進できるようにすべき。
4. 伝送設備のレイヤーにおいて圧倒的な市場支配力を有するNTT東西並びに資本関係を有するNTTグループ各社については、垂直的な兼営を行うことにより他のレイヤーでも容易に当該市場支配力を及ぼしうるため、「垂直型兼営の一部制限」ではなく、垂直型兼営については禁止すべき。
5. 通信インフラ事業者の垂直型事業統合の禁止を検討すべき。

【規律に否定的な意見】

6. レイヤーを超えたサービス統合・連携が進む中で、特定の事業者についてのみバンドルサービスの提供等に制約を設けることは、利用者利便の観点から適当ではない。
7. レイヤーを超えた垂直型兼営規律は、事前に課されるべきではなく、公正競争上問題となる行為について、事後的に対処を行うことで十分。

【その他】

8. レイヤーを超えた紛争を処理する枠組みの構築にあたっては、判断基準となる規範もしくは尺度を事前に明確にし、透明性・客観性・中立性を確保することが必要。

7 その他

【著作権等】

1. 著作権法制等も含めた総合的な法体系を検討すべき。

【行政組織】

2. 執行する側の行政組織のあり方についても平行的に議論すべき。来るIP時代を見据え、国家行政組織法第3条に基づく独立行政委員会として、電気通信・放送に関する独立規制機関の設置を検討すべき。本規制機関は、事業者、産業振興部門から独立した中立的な立場から、通信・放送分野の競争ルールの策定・執行、周波数配分などを担当すべき。
3. 情報通信分野に関連する規律、産業振興等を担当する官公庁部局について、抜本的な再編も含めて効率的な法の運用を可能とする体制を併せて検討すべき。
4. 行政組織のあり方についても検討が必要。規制主体は政府から独立した機関を設置すべき。

【消費者保護】

5. 融合法制の枠組みの検討では、消費者保護ルールの明確化を図るべき。特商法上の違法行為と同様のものについて、契約の取消を担保すべき。また、ユビキタスで色々なものが通信機能を搭載し、通信形態が複雑になったときに、そこで発生する故障などをワンストップで解決できるような制度が望ましい。

(以上)